



平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外 2 4 7 名

被 告 示現舎合同会社 外 2 名

2016 年 9 月 26 日

準備書面 1

東京地方裁判所民事 1 3 部 御中

原告ら代理人弁護士

河 村 健 夫



同

山 本 志 都



同

指 宿 昭 一



同

中 井 雅 人



頭書事件について、答弁書「第 2 本案前の抗弁の理由」に対する反論、
被告ら準備書面（1）に対する認否反論、被告ら準備書面（1）の求釈明に
対する釈明を行う。

第1 本案前の抗弁に対する答弁

1 被告らの主張がいずれも失当であること

被告らは、本件において本案前の抗弁として3点を主張しているところ、その主張は基本的な法律理解すらわきまえず主張されていることは明らかであり、いずれも主張自体失当である。

被告らによる本案前の抗弁の内容は、一部、被告らによる本案に対する答弁にかかる主張と重複する部分もあるが、以下、重複を厭わず応接する。

2 「当事者適格性がないこと」との主張に対して

(1) 被告らの主張の概要

被告らは、原告らに関して、被差別部落出身者であるとの「身分は法律上存在していないし、また社会的にも学術的にも定義が定まっていない」から、原告らが「被差別部落出身者であることはあり得ない」と主張し、それゆえに原告適格を欠く旨の主張を行っている（答弁書2頁）。

(2) 被告らの主張は論理的に破綻している

かかる被告らの主張は支離滅裂であり、論理の体をなしていない。

そもそも、日本国憲法14条が「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により…差別されない」と規定している以上、一定の「身分」なるものが「法律上存在していない」のは当然なのであるが、だからと言って、原告らが『「被差別部落出身者」であることはあり得ない』などという被告らによる結論が論理的に導かれるはずがない。

同様に、仮に、被告らが主張するごとく「被差別部落」に関し「社会的にも学術的にも定義が定まっていない」事態を想定したとしても、そこから原告らが『「被差別部落出身者」であることはあり得ない』などという被告らによる結論が導けるはずがないのであって、被告らの主張は

論理的に全く破綻している。

およそ、差別を原因とする人格権侵害や不法行為（以下まとめて「人格権侵害等」と称することがある）の成否を検討するにあたって、被差別対象者の定義が法律的あるいは社会的・学術的に明定されていなければ人格権侵害等が成立しないなどという主張は、全くの誤りであり被告らの勝手な思い込みにすぎない。

例えば、肌の黒い人物に対して「この薄汚い nigger め」（nigger:黒人を指す蔑称）という発言がなされ、当該発言が人格権侵害等を構成することがある。その場合において、「黒人」の定義が法律的・社会的・学術的に定まっていないから人格権侵害等は成立せず、あるいは原告適格を欠くなどという議論はあり得ないのであって、「定義なければ人格権侵害等は成立しない」という被告らによる主張の誤りは明白である。

なお、上記に関連して、被告らはその「準備書面（1）」において「求釈明」として被差別部落出身者の定義を尋ねているが、その点に関しては「第3 求釈明に対する応接」において原告らの見解を明らかにする。

(3) その余の原告適格に関する被告らの主張の誤り

なお、被告らは、原告らの当事者適格を否定する理由として、上記以外にも①「全国部落調査」が「著作権の保護対象でないこと」、②「全国部落調査」にいう「部落」と「被差別部落」との関係が明らかでないこと、③「全国部落調査」をまとめた財団法人中央融和事業協会は原告らと無関係であること、という根拠をあげるようである（答弁書2頁）。

かかる被告らによる主張は、法律的にいかなる意味を有する主張となるかは不分明というほかないが、①原告らは著作権侵害を理由として被告らを提訴しているものではないこと、②原告らは現に厳しい部落差別に直面し、被告らの行為により今後も直面する危険にさらされていること、③原告らは被告らに対し人格権侵害あるいは不法行為を理由とする

請求を行っているものであって、財団法人中央融和事業協会と原告らとの関係は請求の当否に無関係であること、からすれば被告らによる主張はいずれも失当である。

(4) 原告らと「部落解放同盟関係人物一覧」(別紙ウェブサイト目録3)との関係について

原告らは、訴状において、「原告らは…ほとんどが現に別紙ウェブサイト目録3に氏名、住所、電話番号とされる情報が記載されている者である」旨の主張を行っているところ、原告適格との関係で、「ほとんどが…別紙ウェブサイト目録3に…情報が記載されている者」との主張内容について若干敷衍する。

原告らのほとんどは別紙ウェブサイト目録3に原告本人あるいはその近親者の個人情報暴露される被害を受けているが、原告らの一部には、別紙ウェブサイト目録3に原告本人等の個人情報が記載されていない者がいる。

具体的には、原告蒲田行平(千葉県)、原告長谷川均(新潟県)、原告松岡克己(三重県)、原告奥谷昭信(京都府)、原告中村義孝(京都府)、原告菱田悟司(京都府)、原告山口義己(京都府)、原告安倍なおみ(島根県)、原告佐藤龍美(島根県)、原告細川敏夫(島根県)、原告山本由美子(島根県)、原告幡司勝治(岡山県)、原告山口泰司(山口県)の13名は、「部落解放同盟関係人物一覧」(別紙ウェブサイト目録3)において個人情報を暴露されていない。

しかしながら、当該原告らはいずれも「全国部落調査」において、自らあるいは近親者が居住する(あるいは居住していた)地域が「部落」所在地として掲載されている者であって、被告らの行為により人格権侵害等の被害を受けている者である。

従って、当該原告らに関しても何ら当事者適格について問題はないこ

とを付言する。

3 「訴えの利益がないこと」との主張に対して

(1) 被告らの主張の概要

被告らは、原告らに訴えの利益がないと主張し、その理由として①「全国部落調査」は「誰でもその内容を知ることができる可能性があったもの」であり「今さら被告宮部龍彦の手によって公になったに過ぎない」こと、②そもそも、原告らは「全国部落調査」に係る法律上の利害関係をなんら有しておらず、「全国部落調査」の内容にも一切原告のことは触れておらず、被告らと原告らとの間には契約関係は一切存在していないこと、③書籍目録1・2の「書籍」は存在しておらず、書籍目録3は「全国部落調査」の復刻ではない、との点を挙げている（答弁書2頁から3頁）。

(2) 被告らの主張がまたしても失当であること

被告らの主張は、またしても法律的には不分明というほかなく、主張自体失当である。

繰り返しになるが、原告らは被告らの行為（「全国部落調査委」を復刻版と称して出版し、ネット上で情報を拡散し、「部落解放同盟人物関係人物一覧」表題名で個人の住所や電話番号などをネット上に拡散する行為）が人格権侵害等を構成するとして裁判上の請求を行っているのであるから、「今さら被告宮部龍彦の手によって公になった」行為を請求原因として記載して裁判上の請求を行うのは当然のことであるし、被告らと原告らとの間に契約関係が存在しなくても人格権侵害等は成立するのであるから、被告らの主張は意味不明であり、法律的に失当というほかない。

なお、原告らはその請求において、別紙目録記載の書籍や記事について出版や公表の禁止を求めているのであって（不作為の請求）、現に被告

らが情報発信に固執している以上、書籍が存在しているかどうかはその成否に影響を与えない。原告らに給付の利益が存在することは明白であって、現に被告らは横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ワ)第8号(間接強制の決定事件)において、本件の各目録記載の記事等について公表の禁止及び違反した場合の1日あたり10万円の支払いを命じられているのであり(甲28号証)、被告らの主張はそもそも失当である。

しかしながら、被告らがより悪質というべきは、被告らは別紙目録記載の「書籍」に関し、本件訴訟上においては「別紙書籍目録1、2の「書籍」はそもそも存在しておらず」などと主張しておきながら、現に、被告らは別紙目録記載の「書籍」を印刷製本し、所持していることである(甲29号証)。

すなわち、被告らの主張は主張自体失当であるのみならず、裁判所を虚偽の事実主張により欺罔しようとするものであって、訴訟上の信義則の観点からも到底許されないものである。

4 「被告を誤った訴えであること」との主張に対して

(1) 被告らの主張の概要

被告らは、「同和地区 wiki」について、被告宮部が運営管理をしている事実はなく、同ホームページはプロバイダ責任制限法にいう「特定電気通信」に該当するところ、被告らは原告らから同法に基づく発信者情報の開示等の請求を受けていないから、本件は被告を誤った訴えである旨、主張している(答弁書3頁から4頁)。

(2) 被告らの主張が事実反すること

しかしながら、かかる被告らの主張は、まずもって事実反する。

そもそも、被告宮部は、単にドメインを所有しているのみならず(甲22号証)、「同和地区 wiki」ホームページについて、自ら麗々しく「同

和地区 wiki を開設しました」などと「鳥取ループ」名義で宣伝している（甲 9 号証）。

その上で、被告宮部は、「同和地区 wiki」上の記事について、「2015 年 2 月には徳島県の同和施設一覧について、徳島地方法務局から削除要請を受けたが、もちろん断固拒否である」などと記載して、自らが「同和地区 wiki」の記事について削除の権限を有することを自白した（甲 18 号証）。

また、「全国部落調査」のデータについて「そのデータは、同和地区研究サイト「同和地区 wiki」に掲載しています」などと述べて実際に掲載を行った（甲 19 号証）。

後日、裁判所が仮処分により別紙物件目録 3 の「部落解放同盟関係人物一覧」記事の削除を命じた際には、「まだ手元に決定書は来てないですが。たぶん、今度は間接強制が来るので、同和地区.みんなドメインは死亡確定です」などと「鳥取ループ」名義のツイッターで発言し（甲 30 号証）、その後実際に「同和地区 Wiki」は別紙ウェブサイト目録記載の URL からは削除された。

以上のとおり、客観的事実から、被告宮部が「同和地区 wiki」ホームページを運営管理していたことは明白なのであって、被告らの主張はそもそも事実と反する。

(3) 被告らの主張が失当であること

加えて、被告らの主張は法律的にも失当である。

被告らが言及するプロバイダ責任限定法は、その規定に従った対応をとったプロバイダ等の責任を免責（限定）する法律なのであって、悪質な情報発信を行った加害者を免責する法律ではない。従って、被告らの主張は主張自体失当である

第2 被告ら準備書面（1）に対する認否及び反論

1 「1 部落とされる場所が今まで何度も公開されたこと」について

被告らは、「原告らの主張は過去の経緯との整合性がない」と主張するが、「過去の経緯」が何をさすのか明らかでない。仮に、「過去の経緯」が、被差別部落の場所が「今まで何度も出版物などで公開されてきた」ことをさすというのであれば、被差別部落の場所が「公開」されたという前提自体が異なるばかりでなく、被告らが掲げる「出版物など」は本件出版予定物などとは全く性質の異なるものであり、その性質の違いを無視する被告の主張は失当というほかない。

(1) 被差別部落の場所が「公開」されたという前提が誤っていること

被告らは、被差別部落の場所が「出版物など」で被差別部落の場所が「公開」されていたと主張するところ、公開とは、「公衆に開放すること。広く、入場・出席・傍聴・観覧・使用などが許されていること」をさすのであって、そもそも被差別部落の場所が「公開」されていたなどという事実はない。

以下、詳述するが、被告らが指摘する資料（乙7～乙20）はすべてある特定の地域における、「特殊部落」、「未解放地区」、「地区」、「同和地区」、「被虐部落」などの地域名称などを、研究や調査に必要な限りで記載したものにはすぎず、本件出版予定物のように、全国にわたり網羅的に地区名を取り上げたものではない。つまり、被差別部落の場所を、被差別部落はどこかという観点から公衆に対して示したものではなく、研究や調査に必要な限りで記載してあるものにすぎないから、公衆に開放されているものではなく、その在り方からいって、被差別部落の場所を「公開」したものとはいえない。

また、それらの出版物は公衆の間に流通しているものではなく、現在はたとえば図書館の閉架書庫で保管される、あるいは研究目的での閲覧

しかできないようにされるなど、それらに記載されている情報に、公衆はアクセスが難しいのであって、現時点で「公開」されているものとはなっていない。

(2) 出版物の性質等の違いを無視した主張であること

出版物等によって、その記載に関連する人の人格権等に対する侵害が発生するか、あるいはその人格権等の侵害がどの程度であるか、は、当該出版物の性質、頒布される範囲の広狭、頒布対象、一般人のアクセス容易性等の要素によって大きく異なる。そこで、被告らが指摘する資料等がそのような性質のものであるかをそれぞれ検討し、本件出版予定物と比較する。

ア 『山陰之教育第二十號』（乙7）

乙7が1897年（明治30年）1月8日に発行されたこと、本資料に「新平民に関する調査報告書」という記事の掲載があり、被告主張のような記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。

乙7はもともと鳥取県内の教育に関心を有する人が読み手として想定されていたもので、教育の課題のための一種の学術的な資料であり、広く頒布されたものではない。そして、すでに発行されてから約120年が経過しており、すでに歴史的価値を有する資料となっている。図書館に所蔵されているとしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることはきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、鳥取県内の当時存在した6つの郡中の村の大字を「新平民」の居所として示したものにすぎず、限定された地域に関するものである。そしてこの調査が教育環境の改善のために行われたものであることも、乙7自体からみてとることができる。

イ 『特殊部落改善資料』（乙8）

乙8は徳島県が1910年（明治43年）6月15日に発行したものであること、本資料に徳島県内の「特殊部落」に関する記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。

乙8はその形態及びその題名からも明らかなようにそもそも県政に関する資料として作成されたものであり、公衆が対象となる一般的な刊行物として出版されたものではない。そして、発行されてから100年以上が経過しており、すでに歴史的資料となっている。図書館に所蔵されているとしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、当時存在した徳島県内の9の郡の「部落名」を示したものにすぎず、限定された地域に関するものである。

ウ 『京都府未解放地区の生活実態調査報告』（乙9）

乙9は社団法人部落問題研究所が1953年（昭和28年）10月発行したものであること、本資料は京都府内の「同和地区」に関する記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。部落問題研究所と原告解放同盟との関係については、認否の必要を認めない。

乙9は、その外形、目次の記載、データのまとめ方など総合的にみて、実態報告という資料として作成されたものであることは明らかであり、公衆が対象となる一般的な刊行物として出版されたものではない。約63年前に作成された時点から、出版物の体はとってはいても流布することは想定されていない性質を有するものといってよく、図書館に所蔵されているとしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、京都市内及び京都府下の「同和地区」のみであり、限定された地域に関するものである。

そしてこの調査が「同和地区」の生活環境、健康環境、文化環境、経済環境の改善のために行われたものであることは、乙9自体からみてとることができる。

エ 『同和問題資料 No.3』(乙10)

乙10は奈良県同和問題研究所が1954年10月発行したものであること、本資料に奈良県内の「同和地区」に関する記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。

乙10は、その外形、目次の記載、データのまとめ方など総合的にみて、実態報告という資料として作成されたものであることは明らかであり、公衆が対象となる一般的な刊行物として出版されたものではない。約62年前に作成された時点から、出版物の体はとってはいても流布することは想定されていない性質を有するものといってよく、図書館に所蔵されているとしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、奈良県下の「同和地区」のみであり、限定された地域に関するものである。そしてこの調査が「同和地区」に関する施策を確立するために行われているものであることは、乙10自体からみてとることができる。

オ 『調査その一』(乙11)

乙11は和歌山県同和問題研究委員会が1954年(昭和29年)11月に作成したものであること、本資料に和歌山県内の「関係地区」に関する記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。

乙11は、その外形、データのまとめ方など総合的にみて、行政に関する資料として作成されたものであり、「非売品」であるとも明記されていて、一般的な刊行物として出版されたものではない。約62年前に作成された時点から、出版物の体はとってはいても流布すること

は想定されていない性質を有するものといってよく、図書館に所蔵されているにしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、和歌山県下の「関係地区」のみであり、限定された地域に関するものである。そして調査の目的は、序に明記されているように「正確なる調査によって実相を把握し、‘同和’の世界を一日も速やかに実現するための基礎資料にしたい」という点にあり、調査した上での考察も示されている。

カ 『大阪市同和事業促進協議会10年の歩み』(乙12)

乙12は社団法人大阪市同和事業促進協議会が1963年(昭和38年)に作成したものであること、本資料に大阪市内の「地区」に関する記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。

乙12はそのそもそもの性質が1つの任意団体の10年史を振り返るといえるものであって、公衆に流布することが予定される一般的な刊行物として出版されたものではなく、仮に図書館に所蔵されているにしても、一般人は当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、大阪市内に関するものに限定されている。

キ 『差別とのたたかい 部落解放運動20年の歩み』(乙13)

乙13についてはその表題、作成年月日、作成者が証拠上示されておらず、認否できないが、被告らの主張は特に争わない。

1967年10月に部落解放同盟長野県連合会によって作成されたものとする、敗戦直後の1947年ころからの団体としての活動を振り返ったものであり、公衆に流布することが予定される一般的な刊行物として出版されたものではなく、仮に図書館に所蔵されているに

しても、一般人にとって当該資料の存在を知り、アクセスすることはきわめて難しい。

そして、「未解放部落」として特定されているのは、長野県内のみである。

ク 『漁村型同和地区の実態と行政の課題』（乙14）

乙14は1968年1月30日、高知県幡多郡大方町町長（当時）が発行したものであること、調査者の氏名、本資料に高知県内の「同和地区」に対する記載があることは認めるが、その余は不知。

乙14は、そのまとめ方やタイトルから、町長が自町の中にある1つの地区について行政としての課題をとりまとめるために調査を依頼し、報告を受けたものであり、一般的な刊行物として出版されたものではない。当初から、出版物の体はとってはいても流布することは想定されていない性質を有するものといってよく、図書館に所蔵されているにしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

そして、「同和地区」として特定されているのは、高知県内のものだけである。

ケ 『群馬解放 同和対策関係予算額一覧表 群馬県同和地区の現況』（乙15）

乙15についてはその表題、作成年月日、作成者が証拠上示されておらず、認否できないが、被告らの主張は特に争わない。

乙15はそのまとめ方やタイトルから、群馬県内の「同和地区」に関する同和対策関係の予算額などに関連して同和地区の現況についてまとめた資料であって、一般的な刊行物として出版されたものではない。当初から、出版物の体はとってはいても流布することは想定されていない性質を有するものといってよく、被告ら主張のように公文書

館に所蔵されているにしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

コ 『滋賀の部落 第1巻部落巡礼』（乙16）

乙16は1974年8月28日、滋賀県同和事業促進協議会が発行したものであること、滋賀県知事（当時が「発刊に寄せて」と被告ら引用部分を含む巻頭言を書いていること、本資料に滋賀県内の「未解放地区」に関する記載があることは認めるが、その余は不知。

乙16は、1968年6月に滋賀県内で設立された部落史研究会の研究の成果であり、証拠として提出された部分は県内の部落を歴訪した「部落順礼」をまとめたものの一部である。本書は「今後の研究に供えたい」という意図のもとに刊行されており、決して、一般的に公衆が手にとるような刊行物として出版されたものではない。また、現在は所蔵している図書館で利用制限をかけているところもあり、一般人にはアクセスが困難である。

また、本資料に記載されている「部落」は、滋賀県内のものに限定されている。

サ 『大阪の同和事業と解放運動』（乙17）

乙17は、1977年5月10日、社団法人部落解放研究所が発行したものであること、発行人の氏名、本資料に大阪府内の「部落」に関する記載があることは認めるが、その余は不知。

本資料の内容は、もともと財団法人大阪府同和事業推進協議会の創立25周年記念誌として編集され、大阪府下における童話事業、解放運動の歴史をまとめたものである。「もっと広範な活動家、同和行政の担当者、研究者にも読んでもらい、今後の部落解放運動の発展と同和行政の前進、運動史の研究に資」するため刊行されたのが本書であると説明されているが、その販売対象はごく狭く、決して公衆に流布

させることを目的として公刊されたものではない。

乙17では「部落概況」が掲載されているが（元の書籍の76頁）、これは、大阪府下の部落名について、概略を示したものに過ぎない。

シ 『部落問題・水平運動資料集成 補巻一』（乙18）

乙18は1978年2月28日、株式会社三一書房が発行したものであること、編者の1人の氏名、本資料に群馬県内の「被虐部落」に関する記載があることは認めるが、その余は不知。

乙18で、表の形で列記されているのは、「大谷派地方関係寺院及び檀徒に関する調査」の結果であり（京都府以下16府県）、被差別部落が特定されているものではない。

また、群馬県内の「被虐部落」に関する記載は、「大正十二年四月下旬、…県主催の部落改善懇談会を開き、融和機関向上会を設けんことの議決を、面も漸くにして決定した」という歴史的事実を指摘した後、その当時の「被虐部落」229部落を列挙したものであり、出版に近い時点での部落の分布を示したのではなく、あくまでも「部落問題・水平運動」の歴史の資料として取り扱われているものである。そして、列挙されているのはあくまでも群馬県内のものに限定されている。

ス 『同和問題の解決のために』（乙19）

乙19についてはその表題、作成年月日、作成者が証拠上示されておらず、認否できないが、被告らの主張は特に争わない。

乙19は、「鳥取市職員同和問題研修資料」とサブタイトルがついていることでも分かるように、鳥取市の市職員が、同和問題について研修を受ける際に使われる資料であり、一般的な刊行物として出版されたものではない。当初から、出版物の体はとってはいても流布することは想定されていない性質を有するものといってよく、被告ら主張のように図書館に所蔵されているにしても、一般人には当該資料の存在

を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、その内容は、隣保館の組織を再編成するために、鳥取市内という限定された地域に存在する各隣保館について「現行対象地区」と「改革対象地区」を対比させたものであり、部落に関する記載がなされているわけではない。

セ 『市同促協創立50周年記念誌 50年のあゆみ』（乙20）

認める。

乙20は2003年2月10日、社団法人大阪市人権協会が発行したものであるが、社団法人大阪市同和事業促進協議会（タイトルの「市同促協」）創立50周年を記念して関係者に配布されたものであり、一般的な刊行物として出版されたものではない。当初から、出版物の体はとってはいても流布することは想定されていない性質を有するものといつてよく、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、その内容は、大阪市内という範囲に限定して「同和地区の概況」を紹介した資料である。

ソ 本件出版予定物等の性質

被告が過去の「出版物」の例としてあげる乙7ないし乙20の性質は、本件出版予定物等のそれとは全く異なるものである。本件出版予定物等の性質については、被告ら自身が以下のとおり宣伝している。

被告示現舎は、自身のウェブサイト（甲10）において、本件出版予定物の内容について、「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」、「原典の『全国部落調査』はB5サイズ、全342ページ、縦書き、しかもほとんどが手書きという非常に扱いにくいものでした。それに対し、今回復刻する全国部落調査はA5サイズ、

全200ページ、横書き、活字、とコンパクトに扱いやすく大幅改定しました。」「主な内容は、原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものです。さらに、原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載します。」(3頁)とし、

- ①全国の部落(5360以上)について網羅的にリスト化したものであること
- ②原典から、コンパクトで扱いやすい版にしたものであること
- ③原典から活字化し、読みやすくまとめたものであること
- ④昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を掲載すること

を本件出版予定物の利点として宣伝している。

また、なにかの調査・研究のために必要な限度で部落名を記載したというのではなく、被告らは、もっぱら被差別部落名をリストアップし、誰もが被差別部落に関する情報にアクセスすることができるようにするために、本件出版予定物を出版することを公然と認めている(甲10など)。

ナ 小括

したがって、本件出版予定物等が調査・研究の限度である特定の地区の部落名を記載したというのではなく、全国の被差別部落をリストアップする目的を明らかにして出版ないしウェブサイトへの掲載を行うものであること(出版物の性質)、ウェブサイト上で宣伝を行い、頒布対象が広範であること(頒布される範囲)、頒布対象が行政関係者や解放運動に従事する者(諸団体の関係者)、研究者などに限定されておらず、無制約であること(頒布対象)、図書館や公文書館等資料が置いてある場所に行き、資料を検索するなどの方法で特定し、その資料を

入手する（利用制限がかけられるなどしていれば、そこまでしても資料は入手できないことになる）のに比べ、出版物を購入するあるいはウェブサイトに掲載された情報に接することは、予備的な知識の有無を問わず誰にでも容易かつ短時間にできる（一般人のアクセス容易性）からして、本件出版予定物あるいは本件出版予定物と同内容のウェブサイト上の記事は被告が列挙した「出版物など」と全く性格の異なるものといわざるをえず、「出版物など」が存在していることと本件出版予定物あるいはウェブサイト上の記事が、新たな原告らの権利侵害を招くものであることとは全く無関係である。

2 「2 同和事業で作られた施設が同和地区の目印となっていること」について

被告らは、全国隣保館連絡協議会に加盟している隣保館一覧が大阪府総合福祉協会から発行された『アンケート調査』に掲載されていることを指摘し、同和事業で作られた施設が「同和地区の目印」となっていると主張している。しかし、被告ら指摘の『アンケート調査』がまとめられたこと、隣保館の多くが「公の施設」であること、『解放新聞』に被告ら指摘の見出しの記事が掲載されていることは認め、その余は否認ないし不知。

以下のとおり、隣保館や、その他被告が掲げる教育集会所、改良住宅が「同和地区の目印」であるとはいえず、また、施設に関し公開されている情報も本件出版予定物等とは性質の異なるものであるから、被告らのこの主張は、本件出版予定物あるいはウェブサイト上の記事が原告らの人格権を害するものでないことを根拠づけるものとはなりえない。

(1) 各施設は「同和地区の目印」とはいえないこと

ア 隣保館について

隣保館とは、一般的には、貧困・教育・差別・環境問題などにより

世間一般と比較して劣悪な問題を抱えるとされる地域において、専門知識を持つ者が常駐し、地域住民に対して適切な援助を行う社会福祉施設であるが、戦後は、社会福祉事業法（当時）に基づく第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設をさす（「その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は、低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行なうもの」と定義された）。つまり、隣保館は、そもそも同和対策と直接結びつけられた施設ではなく、ウタリ（アイヌ）対策において隣保事業として展開されてきた生活館などもある。

また、同和対策と結びつけられたものであっても、隣保館は公共施設であるから、用地の取得や近隣住民の利用のしやすさを考慮して、被差別部落そのものに設置されるのではなく、その近隣や周辺に建築される例もある。

よって、隣保館のあるところ＝被差別部落とはいえない。

また、このような施設を「目印」とみる考え方は、隣保館の設立の趣旨や現在の利用の状況にてらした隣保館の運営目的と明らかに相反するものであり、それ自体が問題である。2002年8月29日「隣保館の設置及び運営について」（厚生労働省社会・援護局長による都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛の通知）によれば、「隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、国民的課題としての同和問題の解決に資するため各種の事業を行い地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。この間、平成9年には、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月）（参考1）及びこれを踏まえた閣議決定「同和問題の解決に向けた今後の方策について」（平成8年7月）に基づき、周辺地域住民を含めた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティ

ーセンターとして位置付けるとともに地域のニーズに似合った新規事業を新たに追加し、一般対策としてその事業の強化を図り今日に至っている。／こうした中、平成12年6月には、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律が成立し、地域福祉の推進が今後の福祉の重要な課題とされ、また、本年3月には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が定められ、新たな隣保館の役割が明らかにされたところである。／以上のとおり、隣保館は、地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のための各種事業を実施するなど、その期待される役割はますます大きいものとなっている」とされている。

要するに、隣保館は、周辺地域住民を含めた福祉の向上や人権啓発のための交流の拠点として運用されている公共施設なのであって、「同和地区の目印」などではない。

イ 教育集会所について

教育集会所は、同和対策事業の一環として設置される社会福祉施設だが、条例に基づいて設置されているので、それぞれの地方によりその実態には若干の差がある。

しかし、概ね、教育集会所についても、「同和問題を始めとした様々な人権問題の解決を図るため、人権教育推進の場として」（さいたま市人権教育集会所条例・第1条参照）設置されているものであり、隣保館に関して主張したのと同様である。

ウ 改良住宅について

改良住宅とは、国土交通大臣が改良地区として指定した地区において、住宅地区改良事業として老朽住宅を取り除いて当該地区を整備改善する際に住宅を失うこととなる従前の居住者のために建設された住

宅をさすが、防寒対策、耐震対策、被災地対策、同和対策、それぞれの目的をもって設置される。

よって、改良住宅のあるところ＝被差別部落とはいえないことは明らかである。

エ 情報の性質

上記のように、各施設は必ずしも被差別部落内に所在しているとは限らず、各施設が被差別部落の目印になるというのは事実として誤っている。

しかし、一方で、隣保館、教育集会所、改良住宅について、被告らのように差別的意図をもって、これらを「目印」とするような人がいることも否定できない。そこで、それらの情報の扱いには慎重さが必要になるのも事実であって、行政が地域住民の利用促進のために、各施設の名称、場所などの情報を公開するのは当然であるが、全国の隣保館などの施設について一覧性をもって公開するというのは、差別的意図があるものと推認され、「悪質」と評価されるのは当然である。

(2) 施設の場所の「公開」について本件出版予定物などとは性質が異なること

上述したように、隣保館・集会場は一定の広い地域の住民に利用されることが予定されているから、それらの施設の場所は利用者のために公開されるべきである。実際にも、隣保館・集会場の場所などは、運営又は管理に携わる自治体によって、公開されていることが多い。

しかし、それが「公開」されるべきであるとしても、そのことと、本件出版予定物などの出版や掲載に違法性が認められることとは何ら関係がない。本件出版予定物などは、何者かの正当な利用に便宜を図るという目的もなく、全国の被差別部落とされる地域の地名などを網羅的に公開するものだから、施設の場所の「公開」とは全く性質が異なる。

(3) 施設の場所と本件出版物などの場所の特定の程度は全く異なる

被告らの主張は必ずしも明らかではないが、『隣保館と社会資源等の連携状況アンケート調査』(乙21)の中に全国隣保館連絡協議会加盟の900館の名前が掲載されていることをもって施設の場所が全国的なレベルで公開されていることをもって、本件出版物などによる被差別部落の公開に違法性はないと主張しているように見える。

しかし、隣保館の名前が特定され、そこからさらに調査して隣保館の住所が特定されたとしても、隣保館のある場所＝被差別部落とはいえない以上、それだけでは被差別部落の場所が特定されたことにはならない。一方で、本件出版予定物などは、全国の被差別部落の地名などを直接に表示するものであって、特定のレベルが全く異なり、被告らの主張は失当と言わざるをえない。

3 「3 部落問題の解決のために表現の自由を制限する必然性がないこと」について

被告らの主張を陳述している順番どおりに整理すると、以下のとおりと思われる。

「部落問題の解決のために部落の場所を隠す必要はない」。とすれば、「民主主義社会において表現の自由は重要な基本的人権である」以上、「被告らの表現自由を侵害することは、無用な人権侵害でしかない」。原告解放同盟の綱領の解説によれば、「部落問題の解決のために、部落の場所を秘匿することを要件としていない」のであって、むしろ「部落の場所を明らかにするという前提で部落解放運動は行われてきた」が、問題を特定する意味でも、コストの面でもこれは正しい方針である。

この主張は、まず、表現の自由と部落問題の解決というテーマを対立するものにとらえている点で枠組みとして失当である((1))。また、現実の

社会に被差別部落に対する差別が厳然と残っていることを無視した立論であり((2))、原告解放同盟の綱領の理解として誤っており、部落の場所を明らかにするという前提で部落解放運動が行われてきたという事実はない((3))。そして、最後に、表現の自由の行使は無制約に許されるわけではない点((4))からも誤りである。

(1) 本件出版予定物の出版等によって原告らそれぞれの人格権侵害が発生すること

まず、被告らの主張は、自分たちの表現の自由と対立する人権として、原告らそれぞれの法的保護に値する人格権（プライバシー権、名誉権、差別されない権利、円滑に行う権利）をたててその調整について検討するという形をとらず、直接「部落問題の解決」という理念をたて、部落問題解決のために部落の場所を隠す必要があるのであれば表現の自由の制限が許されるが、部落問題解決のために部落の場所を隠す必要がないのであれば自分たちの表現の自由の行使は制約されない、という立論をしている点で、尊厳を有する個人がそれぞれかけがえのない人権享有主体であるという近代人権思想の基本を踏み外している。

本件出版予定物の出版等について、原告らそれぞれにそれぞれ固有の人格権侵害が発生することは訴状で述べたとおりであり、部落問題解決のために部落を隠す必要があるのかないのかという観点から、被告らの行為の人権侵害性の有無が判断されるべきではない。

(2) 現実に存在する部落差別について誤った認識を前提とした議論であること

被告らの行為が不法行為を形成するかについては、現実の社会情勢を前提とした上で、被告らの行為の違法性や原告らの被る損害の有無・程度が認定されなければならない。

しかし、被告らの主張は、現実の社会が「部落解放が実現された状態」

であることを前提としなければ成り立ち得ない立論であり、現実をふまえていない。

実際には、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。特に、結婚や就職という人生の節目において、被差別部落出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるという「身元調査」は相変わらず多数行われている。

ア 職安法5条の4の立法過程とその運用実態

1998年6月、大阪市内にある株式会社日本アイビー社とその子会社であるリック株式会社が多数の企業から依頼を受け、就職希望者が被差別部落出身かどうかなどの差別身元調査をおこなっていた事実が発覚した。リック株式会社は依頼企業からFAXで送られてきた履歴書に基づき調査を実施していた。この事件を契機に、差別につながる個人情報を集めることを禁止する職業安定法5条の4が立法され、同法48条を受けた労働大臣の指針では、収集してはならない個人情報として「人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出その他社会的差別の原因となる恐れのある事項」などが示された。

しかし、2014年、日本労働組合総連合会の調査により、面接などで本籍・出生地・家族の職業など就職差別につながる職安法5条の4違反の質問が横行している実態が明らかにされた。また、2015年、東京都労働局の調査によると、職安法5条の4に違反するエントリーシートが使用されていたことが明らかになった（甲15）。

このように就職に際して、被差別部落出身者かどうかを判断するための調査・情報収集がなされるのは、現在においてもなくなっていない。

イ 多発する戸籍謄本等不正取得事件

また、司法書士や行政書士など特定事務受任者による戸籍等不正取得事件は続いている。これら受任者が大量に不正取得を行う場合には、差別的な調査を業として行うたぐいの興信所・調査会社や探偵業者が関与していることがほとんどである。

たとえば、①2005年に発覚した、兵庫県、大阪府、京都府の行政書士や司法書士が、職務上請求用紙を不正使用して、約500件の戸籍謄本等を全国から不正取得していた事件（戸籍謄本等は、そのまま興信所に横流しされ、興信所はそれを身元調査に利用していた）、②2006年に発覚した、名古屋の大手興信所が、委任状を偽造して戸籍等を大量に不正取得していた事件（約1500本の市販の印鑑を使用して委任状を偽造し、「財産分与」名目で約1000件の戸籍謄本等を取得し、身元調査を行っていた）、③2007年に発覚した、三重県の行政書士が横浜市内の興信所から依頼を受け、517枚の職務上請求用紙を不正使用していた事件、④同年に発覚した、大阪府の探偵業者が、委任状を偽造して戸籍謄本等を不正取得していた事件、⑤2011年11月に発覚した、約1万件に及ぶ東京都内の司法書士や元弁護士らによる戸籍謄本等不正取得事件（プライム事件）、⑥熊本県八代市の司法書士が2つの興信所からの依頼で30回にわたり戸籍謄本や住民票を不正取得していた事件、⑦東京の司法書士が職務上請求用紙を236枚使用し、全国の自治体から526通の戸籍などを不正取得し、依頼された会社へ譲渡した事件など、興信所・調査会社や探偵業者が関与した不正取得が発覚したケースは多数ある。

これらの不正取得者の証言は、いまだに結婚時に身元調査をしようとする動機が存在することの証左である。そして、身元調査により、調査対象者が被差別部落出身者であることが分かれば、身元調査依頼者はその結婚を受け入れないことになる。すなわち、身元調査はそれ

自体が部落差別なのである（この点については、追って、原告らの主張を補充する）。

(3) 部落解放運動が「部落の場所を明らかにするという前提」で進められてきたというのは誤りであること

ア 原告解放同盟の「綱領」の「誤読」

原告解放同盟が、2011年3月4日の第69回大会で「綱領」を公表し、綱領として（「解説」ではない）被告ら引用の「部落解放が実現された状態」を掲げている（乙26（3））。

しかし、「綱領」及び同解説を一読すれば明らかなように、原告解放同盟は、「部落差別は、多くの人びとの努力によって基本的には解消の方向にすすみつつある」としても「完全に解決しているわけではない。／とりわけ、21世紀になってから深刻度を増大させてきた格差社会の進行により、部落差別の実態は悪化してきている面があり、結婚や就職時の差別的身元調査や土地差別さらにインターネット差別書き込みなど『顔の見えない陰湿で巧妙な差別』事件が急増している」として、現実には部落差別が残っていることを前提とし、部落差別を始めとする差別のない世の中をめざすとしている（「差別なき人権確立社会の実現」）。

被告らの主張は、上記綱領を意図的に「誤読」したものと言わざるをえない。

イ アウティングの危険性

そもそも、自ら誇りをもって「部落民であることを明らかに」するということ（カミングアウト）と、他者が本人の意向を全く顧みることなく、勝手に当該人物あるいはその親族の出生地が被差別部落であるとか、当該人物あるいはその親族の居住地が被差別部落であるとかの情報を公開してさらすこと（アウティング）とは、ベクトルが18

0度異なる正反対のものであることは指摘するまでもない。

先日、一橋ロースクールの学生が自分がゲイであることを友人に伝えたところそれを友人らに暴露されてしまい転落死に至るとい痛ましい事件が報道されたが、本人の意思を無視したアウトティングは、時に人の命を奪い、また人の人生を違うものにしてしまうほどの大きな人権侵害をひきおこす。また、たとえば、親族や自分の出生地が被差別部落だったことについて知らなかった子どもが（その親子が培ってきた人間的関係や距離を無視したところで）さらされた情報に接し、アイデンティティの確立が阻害されるという状況も生じうるのもであって、誰もが誇りをもって、自然に、自らが望むときにカミングアウトできる状況が望ましいとしても、そのことによって、情報を公開してさらすことが正当化されるわけではない（この点については、追って、原告らの主張を補充する）。

(4) 表現の自由の行使が無制約に許されるわけではないこと

被告らの主張は、表現の自由の行使は、「部落問題の解決のために表現の自由を制限する」必要性が認められなければ、無制約に許されるという前提に立つものである。

しかし、表現の自由の行使がときに個人の人権と正面から衝突し、その調整が必要になるということは自明のことであり、裁判所も、当然ながら、「あらゆる表現の自由が無制限に保障されているのではなく、他人の人格権を侵害する表現は、表現の自由の濫用であって、これを規制することを妨げない」という立場に立っている。被告らの主張は失当である。

4 「原告らは部落問題についての言論を意のままにしようとしていること」に対する認否反論

(1) 認否

被告らはその主張において援用する書籍等に被告らが指摘する記載があることは認め、かかる記載が被告らの法的責任を否定する根拠になるというのが被告らの主張の趣旨であるとするならば、争う。

その余の主張についてもすべて争う。

(2) 反論

被告は、「部落の地名をどのように扱うかについては様々な議論があるなかで、原告らはプライバシー侵害という名目で、部落問題に関する議論や研究を意のままにしようとしている。」と主張するが、筋違いの主張である。本件訴訟は、「部落の地名をどのように扱うかについて」の議論に関するものではかく、部落の地名の公表等により実際に権利侵害を受けた原告らが被害の救済をはかるためのものである。

また、被告は、「原告らが、部落の地名の公表の是非を問うような裁判の原告としての適格性を持つのであれば、部落の地名を特定するような研究発表、報道について、原告らの意に沿うものは見逃し、意に沿わないものは排除するという決定権を原告らが持つことになり、実質的には部落問題に関する議論や研究について原告らが公権力を後ろ盾にして、検閲することを認めることになる」と主張するが、①本件で問題になっているのは、一般的な部落の地名の公表ではなく、原告らの権利を侵害する部落の地名等の情報の公開であり、②原告らの権利を侵害する被告の行為に対して、原告らが被告に対して被害の回復を求めるのは当然の権利であり、③公権力ではない原告らには検閲が行えるはずもなく、また、検閲は行政権による行われるものであり（税関検査事件・最大判昭和59年12月12日）、裁判所による出版物の事前差し止めは検閲に当たらない（北方ジャーナル事件・最大判昭和61年6月11日）。

5 「原告らは、『被差別部落出身者』なる身分を裁判所に認めさせようとしていること」に対する認否反論

(1) 認否

被告の挙げる裁判において、裁判所が同和地区を特定しなかったことは認め、原告らが、「被差別部落出身者」なる身分を裁判所に認めさせようとしているという主張を初めとするその余の主張はすべて争う。

(2) 反論

被告は、理由を示さずに、原告らが、「被差別部落出身者」なる身分を裁判所に認めさせようとしていると主張しているが、勝手な思い込みに過ぎない。原告らは、社会的実体として「被差別部落」が存在することを前提に、被告の行為が「被差別部落」出身者を含む原告らに対する権利侵害にあたることを主張しているだけである。

すでに存在している部落差別を裁判上主張し、裁判所がこれを認めると差別が固定されることになる、というのが被告の主張のようだが、理解しがたい主張であり、失当である。

6 「部落問題について」に関する認否反論

被告らは、「6 部落問題について」の項において縷々主張するが、いずれも認否の対象ではない。

7 「『部落』の定義について」に関する認否反論

(1) 認否

被告らとその主張において援用する書籍等に被告らが指摘する記載があることは認め、かかる記載が被告らの法的責任を否定する根拠になるというのが被告らの主張の趣旨であるとするならば、争う。

(2) 「定義」が定まらないと権利侵害がない旨の被告らの主張は破綻して

いる

被告らは、当該項目において、同和地区や被差別部落について「これらの用語は概ね同じ意味ではあるが、厳密な定義がないため具体的に何を指すのか状況によって一貫しない」などと主張し、その後の書籍などの引用をもってその具体例として主張するようであるが、(被告ら準備書面(1)の21頁から22頁)、かかる主張を前提としていかなる意味で被告らの法的責任が否定されるかについてはまったく言及をしておらず、被告らの主張は不分明であると言わざるを得ない。

しかしながら、同和地区等の定義が厳密でないから被告らの法的責任が否定されるという被告らの主張は、それ自体主張として失当である。

「定義なければ差別なし」とでも言うべき被告らの主張の誤りについては、すでに本案前の抗弁に対する答弁に関する原告らの主張で触れたとおりである。

「黒人」の定義が定まらなくても黒人差別は成立するし、障害者の定義が法的に定まっていない段階でも障害者を侮蔑する発言を行えば障害者差別であり、いずれも人格権侵害等が成立しうることは明らかである。

「部落」の定義が定まらないと人格権侵害等は生じないという被告らの主張は、本来的に破綻しており、失当である。

なお、原告部落解放同盟は、その綱領中、被差別部落について「被差別部落とは、身分・職業・居住が固定された前近代に穢多・非人などと呼称されたあらゆる被差別民の居住集落に歴史的根拠と関連を持つ現在の被差別地域である」と定義しているところである(乙26号証)。

8 「『部落民』の定義について」に関する認否反論

被告らはその主張において援用する書籍等に被告らが指摘する記載があることは認め、かかる記載が被告らの法的責任を否定する根拠になると

というのが被告らの主張の趣旨であるとするならば、争う。「定義が定まらなければ権利侵害なし」旨の被告らの主張が失当であることすでに述べた。

なお、原告らは、部落解放同盟の規約（甲1号証）に従い構成された同団体の支部の同盟員である。

9 「『部落差別』の定義について」に関する認否反論

(1) 認否

被告らは、「何が部落差別であり、何がそうでないのか、明確な基準はない」と主張した上で、「朝田理論」によれば原告らにとって「都合の悪いことはなんでも部落差別と言えることになる」とか、「差別された」ということが「差別された振り」に過ぎないことがある」と主張しているところであるが、すべて争う。

(2) 反論

被告らは部落差別について定義がないなどと主張しているが、被差別部落出身者であることを理由に不利益な取り扱いをすればそれは部落差別であることは論を待たない。

しかしながら、被告らは、この点においても相変わらず「部落差別の定義なければ権利侵害なし」旨の主張を行っており、主張自体失当である。

本件においては部落差別の定義がある、ないにかかわらず、裁判所が具体的事情をもとに被告らに賠償責任を認めるほどの権利侵害や違法性が認められるかどうかを判断することになるのであって、「部落差別の定義いかんにより、被告らの法的責任の有無が判断される」となどといった論理的構造にはならないのである。

被告らの主張は、全くのピンボケであり、主張自体失当である。

1 0 「差別されない権利」の主張に対して

「差別されない権利」について、「それは全ての国民に等しくあるものであって、原告ら特有のものではない。」と主張する点は認め、その余は被告らの独自の見解であり、認否の対象ではない。

1 1 「原告解放同盟は『被差別部落民』の代表ではない」との主張に対して

本訴訟において原告らは、「原告解放同盟は『被差別部落民』の代表」という主張はしていない。被告らの主張は主張自体失当である。

1 2 「全国部落調査に掲載されているから差別対象となる根拠はない」との主張に対して

大阪高裁平成26年9月18日判決（判例時報2245号22頁）が存在すること、第147回国会国土交通委員会第20号（2010（平成22年）5月18日）において被告ら引用の大臣答弁があったことは認めるが、その余は被告らの独自の見解であり、認否の対象ではない。

なお、被告ら引用の国土交通委員会（乙47）では、宅地建物取引等における部落差別や役所への部落所在地の問合せ等に対し、どのように取り組むかが議論されている。被告ら引用の大臣答弁の趣旨は、部落差別を助長しないためには、宅地建物取引において「取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合」、回答するべきではないのであるが、そのように回答しないということが、宅建業法47条に抵触しないという当然の事を確認したまでである。被告らは、このような大臣答弁の趣旨を理解できずに「心理的欠陥」云々という論旨不明瞭な主張していると思われる。国土交通委員会（乙47）での議論を前提にすれば、被差別部落の所在地を明らかにしている「全国部落調査」が部落差別を助長することは明らかなのである。

また、被告ら「部落の場所を特定しなければ、個別の部落が抱える問題は解決できない」と主張する点は、たしかに部落差別の解消のために部落の場所を特定・収集することもあるだろうが、そのことと、「全国部落調査」を出版及びインターネット上での公開し、被差別部落所在地情報をただ単純に晒し続ける行為とはまったく別次元の行為である。

1 3 全国部落調査の出版禁止はもはや無意味であること

被告らは「既に全国部落調査の内容は拡散しているため、被告に対する出版禁止等の措置は無意味である。」と主張する。

被告らの主張の趣旨が判然としないため認否不能であるが、全国部落調査」及びその内容を拡散させた被告らに対し出版等の措置を求める本訴訟は、原告らの被害回復及び被害拡大防止にとって極めて重要な意味を持っている。

1 4 「全国部落調査は学術的価値の高い文書であること」との主張に対して

被告らの主張が、被告らによる出版やインターネット上での公開行為で原告らの人格権を侵害しても、「全国部落調査は学術的価値の高い文書である」から、被告らの行為が正当化され、不法行為が成立しないという趣旨の主張であるならば、争う。

被告らは、自身のウェブサイトにおいて、「旅行のお供に、あるいは図書館に持ち込んで参考資料として、手軽に活用できるものを目指します。」

(疎甲10)と挑発的な文言を用いつつ、本件出版予定物の内容を説明している。被告らが行っているように被差別部落を訪れ、写真を撮影し、それをインターネット上に晒すことを奨励しているかのような記載である。

部落差別に苦しむ当事者は、このような挑発的な文言、被告らの言動を見聞きし、悲痛な思いをしている。部落問題を扱う研究は多数存在するが、

それらは、こうした当事者の悲痛な思いに向き合い、その上で部落差別解消のために、さまざまな分析・提言等を行っているのである。これに対し、被告らの言動及び本件出版予定物からは、こうした当事者の悲痛な思いに向き合った形跡を微塵もうかがうことができない。およそ学問目的を有しているとは考えられない姿勢である。

また、「全国部落調査」自体も、被差別部落名等を羅列した中央融和事業協会の内部文書に過ぎず、「学術的価値の高い文書」だとは到底いえない。

したがって、「全国部落調査」や本件出版予定物に学術的価値がないことは明らかであり、原告らへの人格権侵害による不法行為が成立するのは明らかである。

1 5 「『同和タブー』が問題解決の多様な取り組みの障害である」という主張に対する認否反論

被告のいう「同和タブー」についての一般的な評論にすぎず、本件の要件事実に関連する主張だとは判断できないので、認否をしない。

忍者と被差別部落の同一性ないし類似性が明らかではないことは置くとしても、単なる被告の独自の意見を表明したものにすぎず、反論の必要を認めない。

1 6 「『同和地区 Wiki』は特定電気通信設備に該当すること」という主張に対する認否反論

否認ないし争う。

前記1の4のとおり、被告らが言及するプロバイダ責任限定法は、その規定に従った対応をとったプロバイダ等の責任を免責（限定）する法律なのであって、悪質な情報発信を行った加害者を免責する法律ではない。したがって、被告らの主張は主張自体失当である。

なお、念のため、被告宮部が特定電気通信役務提供者に該当しないことを述べる。特定電気通信役務提供者とは「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。」(プロバイダ責任制限法2条3号)。「他人の通信を媒介」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝達・交換し、隔地者間にある他人と他人の通信を取り次ぎ、または仲介してその完成に寄与することをいう。被告宮部は、ウェブサイト「同和地区 Wiki」で自ら情報発信をしていただけであり、何ら通信の取次や仲介をしていない。そのため、被告宮部は「特定電気通信役務提供者」に該当しない。

仮に、被告宮部が「特定電気通信役務提供者」に該当するとしても、被告宮部は、「同和地区 Wiki」開設当初から、「同和地区 Wiki」の内容を自ら管理・編集し続けており、その内容を熟知していたといえる(甲18・6～7頁、甲31)。また、甲31では、第190回国会質問第一〇四号「同和地区 Wiki に関する質問主意書」(提出者提出者 初鹿明博 衆議院議員)が引用されている。この質問主意書に記載されているように被告宮部は、法務局の削除要請により一時削除されたにもかかわらず、プロバイダを国内から海外に移し、「同和地区 Wiki」を晒し続けることに拘泥したのである。それゆえ、被告宮部は、「部落解放同盟関係人物一覧」も含め「同和地区 Wiki」で公開されている内容を熟知していたといえる。したがって、被告宮部が、「情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていた」のは明らかである。

よって、被告らがプロバイダ責任制限法によって免責されることはあり得ない。

なお、前述のとおり被告宮部が「同和地区 Wiki」を管理・編集し続けていることからすれば、被告らの『「部落解放同盟関係人物一覧」』について、被告宮部がその情報の流通を知ったのは乙1号証の仮処分命令申立書が

送達された時」との主張は、虚偽である。

第3 被告らによる「求釈明」に対する応接

1 求釈明事項1 に対して

原告らは、部落民の定義について、解放同盟の綱領に従い「歴史的・社会的に形成された被差別部落に現在居住しているかあるいは過去に居住していたという事実などによって、部落差別を受ける可能性を持つ人の総称」と考えている（乙26号証）。

その余は釈明の要を認めない。

2 求釈明事項2 に対して

釈明の要を認めない。

被告らによる文章の内容が錯綜しているため被告らの主張内容は判然としないが、被告らは「原告らは被差別部落出身者と特定されると差別されない権利の侵害が生じると主張しているが、訴状等において自らを被差別部落出身者であると特定しているのだから、自分自身によって権利侵害をしていることになる。これは矛盾だ」と主張したいようにも思える。

しかしながら、「公開の法廷に提出される文書」で自らが「被差別部落出身者」と主張することと、被告らのごとき卑劣な行為を行った者に対して「被差別部落出身者」が立ち上がり「差別されない権利」等を主張して被告らの法的責任を追及することは、全く両立する行為であって、何ら矛盾しない。

3 求釈明事項3 に対して

釈明の要を認めない。訴状で主張済みである。

4 求釈明事項 4 に対して

釈明の要を認めない。なお、原告らがその人格権等を侵害された結果被った精神的苦痛は甚大なものであり、100万円の請求はあくまで一部請求であることを再言しておく。

以 上